



毛づくろい、キモチいい～・・・。

# 大阪教職員組合 事務職員部報

Vol 664 2014.11.4 発行 大阪教職員組合事務職員部常任委員会  
大阪市天王寺区東高津 7-11 大阪府教育会館 7 階  
No.7 【定例号】 Tel. 06-6768-2330 Fax 06-6768-2239

## <当面の日程>

- 11.7(金)～8(土) 近畿ブロック事務研究集会(滋賀)
- 11.13(木) 第3回部長会議 (たかつガーデン ローズ)
- 11.27(木) 第2回委員会 (たかつガーデン)

### 学んだ次の日からすぐ仕事で使える!

## 第3回 集まれ☆若手J・M・U職員の会

十月二十四日、今年度第三回となる「集まれ☆若手J・M・U職員の会」を開催しました。

学習会は「年末調整ワンポイントアドバイス」と題して、大教組事務職員部常任委員が講師となり、年末調整事務をどのように進めていくのかなどを学習しました。

講師から「年末調整とはそもそも何か」についてや、校内の年末調整スケジュールとその中で事務職員の動きなどを細かく説明がありました。給与事務について、普段からやっておくと便利な職員情報のデータや資料の整理方法や職員と書類のやり取りをする際に個人情報保護に配慮し、封筒を活用するなど工夫された

実践を知ることが出来ました。実際に校内で使われている資料をいただき、明日からすぐ真似したくなる内容でした。

参加者からの「職員の扶養親族の所得が制限を超えるか微妙であるときや障害者手帳が交付されているかなど非常にプライベートな部分は職員に聞きにくい



方法の違い、学校でどうすればいいのか悩んでいることなどをざつぱらんに交流しました。交流の中で「学校の職員として働く楽しさ」を語り合う姿が印象的でした。あつという間に時間は過ぎ、そのまま多くの参加者が二次会へ参加しました。

次回の若手の会は二月十三日の予定です。次回が今年度最後の会となります。

ぜひご参加ください。

料の参考にしたい。

- ・基礎的なことから教えていただき、年末調整業務の具体的なイメージを持つことができました。
- ・ベテランの事務職員の方がされている年末調整事務の工夫が知ることができてよかったです。
- ・年末調整事務はタイムリーな研修で役に立った。
- ・いろんな市、経験年数の方が参加しているので、自分も行きやすいです。
- ・他市の方と意見交換出来たのが楽しかったです。

がどのようにやり取りすればいいのか」などの質問にも丁寧に答え、有意義な学習会となりました。

その後の交流会は三つのグループに分かれ、年末調整で間違えやすいポイントや、市町村間の事務処理

## 大阪府人事委員会勧告

## 給与・ボーナスともに引き上げ

## しかし、来年四月より不当な2%引き下げ勧告

### ◆勧告のポイント

・職員給与は民間を六四五〇円下回っている(独自カット前)よって給与月額を平均一・八%引き上げ

・ボーナスは〇・一五五分、勤勉手当で引き上げ

・交通用具使用者にかかる通勤手当を人事院勧告に準じて改定

・「給与制度の総合的見直し」に係る給与改定

二〇一五年四月一日より行政職給料表の平均二%引下げ(一律に引下げを基本とし、初任給は引下げない。他の給料表も行政職給料表との均衡を基本に改定。ただし、三年間の経過措置を設ける)

・府独自賃金カットの本年度末の最終を強く求める

・改定時期

月例給…平成二十六年四月一日に遡って改定

特別給…条例の公布日

大阪府人事委員会は、十月十七日に府職員の給与等に関する勧告を行いました。先述のとおり、給与・ボーナスともに引き上げ勧告、また昨年カット率を引き下げながらも強行した府独自カットについては、今年度をもってカット終結するよう強く求めています。

しかし、引き上げ勧告の一方、国・人事院に追従し、「給与制度の総合的見直し」を勧告しました。その内容は来年四月から給与月額を平均二%引き下げるものです。一方で地域手当については他府県の動向や経過措置の適用状況を勘案した上で改めて勧告となっています。

地公法十四条の「情勢適応の原則」では、給与等の条件は民間を含め含めた「社会一般の情勢に適應するよう」に求めています。しかし、この「給与制度の総合的見直し」は国

↑ウラ面に続く

## 2014年度 就学援助学習交流会

日時：12月4日(木) 午後 6:30～  
場所：たかつガーデン ガーベラ

### 「松原市の就学援助制度改善のとりくみ

松原市生健会より

松原就学援助制度をよくする会より

### 「見ようとしなければ見えない『子どもの貧困』」

大教組養護教員部より

私たち学校事務職員以外にもいろいろな方が就学援助制度改善に向けて運動にとりくんでいらっしゃいます。私たちのとりくみと合わせて交流し、学習を深めましょう!

各単組複数以上でぜひご参加ください。

### 民間との給与較差(公民較差)

#### 月例給

職員給与	民間給与	較差
減額措置前 390,895 円	397,345 円	6,450 円(1.65%)
減額措置後 385,782 円		11,563 円(3.00%)

#### 特別給(ボーナス)

年間支給月数	職員	民間
	3. 95月	4. 12月

